

AWA J I 島博参加事業募集要項

1 募集の趣旨

AWA J I 島博に参加する観光プログラムや体験プログラムをはじめ、淡路島の自然、歴史文化、産業、暮らし、食など、淡路島の魅力を堪能できる多彩な事業やイベントなどの取り組みを広く募集し、淡路島及び淡路島に関わる人、ものの魅力を効果的に発信し、トータルで島博を盛り上げ、淡路島への誘客促進を図る。

※AWA J I 島博（以下「島博」という。）とは

2025年大阪・関西万博の開催に合わせ、淡路島において、観光プログラムや体験プログラムをはじめ、淡路島の自然、歴史文化、産業、暮らし、食など、多彩な事業やイベントなどの取り組みの集まりである。

この島博及び島博を構成する多彩な取り組みをトータルで発信することにより、多くの方々に淡路島へ訪れていただけるよう、淡路島が一体となったプロモーション活動を展開する。

2 募集内容（島博参加事業）

島博の趣旨に賛同し、対象期間中に淡路島内で実施される事業やイベントなどの取り組みで、次のいずれかに該当するもの。

※対象期間

2025年（令和7年）3月から10月までの間に実施する事業

- ① 兵庫県が展開するひょうごフィールドパビリオン認定プログラム
- ② 淡路島の地域資源を生かした観光プログラム、体験プログラム、メニュー、コース等で、誘客促進を目的として実施するもの
(例)・淡路島の自然・景観、歴史文化、建物、産業、食等の魅力を体感できる見学・体験活動などの取り組み
 - ・淡路島産食材を使用した特別メニューの提供、お土産品の新規開発
 - ・ものづくりの工程見学や製作体験
 - ・海上での魚釣り体験やクルージング
 - ・集客施設等で期間中に実施される淡路島ならではのイベント
 - ・インスタ映えするフォトスポットの開設
- ③ 淡路島の日常の暮らしや事業・取り組みで、来島者が参加できるもの
(例)・農作物の収穫体験
 - ・地域の祭りや郷土芸能の見学・体験・発表会

- ・商店街でのまち歩きイベント、まちコン、地域を学ぶ散策ツアー
- ・物産展、映画祭、花火大会、ふれあいイベント
- ・歴史文化に関する講演会・発表会

※ただし、以下のいずれかに該当するものは対象外とする。

- ・法令又は公序良俗に反するおそれがあるもの
- ・島博若しくは淡路島のイメージを傷つけ、又は島博の運営の妨げとなるおそれがあるもの
- ・政治活動、宗教への勧誘活動、反社会的活動に関わるもの
- ・暴力行為又は迷惑行為を伴うおそれがあるもの
- ・会員や関係者に限定するなど、参加事業に参加できる者が特定の対象者に限定しているもの
- ・その他AWAJI島博実行委員会会長が不相当と判断するもの

3 参加のメリット

- ① 島博のロゴマークを付け、その取り組みをPRすることができる。
※ただし、別に定める「AWAJI島博ロゴマーク使用規程」第6条第1項各号に掲げる事項を遵守すること。
- ② 島博のウェブサイト等でその取り組みの情報を発信する。
※参加事業として登録されると同時に「AWAJI島博サポーター」として登録される。

4 参加方法

別紙1の申請書を下記申請先までメールで提出すること。

(※ 参加の可否は、別途実行委員会から通知)

【申請・問い合わせ先】

AWAJI島博実行委員会事務局（(一社)淡路島観光協会）

TEL：0799-22-0742 URL：<https://www.awaji-shimahaku.jp/>

メール：info@awaji-shimahaku.jp

5 申請の締め切り

2025年（令和7年）9月30日

6 注意事項

- ① 参加事業の開催経費は、主催者が負担すること。
- ② 参加事業の情報発表や実施に伴うトラブルに対しては、主催者が対応す

ること。AWAJI島博実行委員会（以下「実行委員会」という。）は一切責任を負わない。

- ③ 参加事業となることにより、実行委員会その他の団体が当該参加事業への共催や後援となるわけではない。共催・後援を希望する場合には、各団体への申請が別途必要となる。
- ④ 参加事業について、実行委員会から問い合わせを行うことがある。
- ⑤ 承認後に承認内容を変更する場合は、別紙2の変更申請書を提出すること。
- ⑥ 承認後であっても、対象外の事業に該当すると判断した場合は、承認を取り消すことがある。
- ⑦ 参加事業の終了後、1ヶ月以内に参加事業の実施による成果等の実績を別紙3の様式により報告すること。